

告示第259号

尾道農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第11条第1項の規定により公告し、整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

また、法第13条第4項において準用する法第11条第3項の規定に基づき、整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内の土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、尾道市にこれを申し出ることができる。

令和7年8月27日

尾道市長 平 谷 祐 宏



1 整備計画の変更案の縦覧期間

令和7年8月28日から同年9月26日まで

2 整備計画の変更案の縦覧場所

(1) 尾道市役所産業部農林水産課

尾道市久保一丁目15番1号

(2) 尾道市役所御調支所まちおこし課

尾道市御調町市245番地

(3) 尾道市役所向島支所しまおこし課

尾道市向島町5531番地1

(4) 尾道市役所因島総合支所しまおこし課

尾道市因島土生町7番地4

(5) 尾道市役所瀬戸田支所しまおこし課

尾道市瀬戸田町鹿田原1番地9

3 意見書の提出

法第13条第4項において準用する法第11条第2項の規定に基づき、尾道市の区域内に住所を有する者は、縦覧期間満了の日までに、整備計画の変更案について、尾道市に意見書を提出することができる。

(1) 提出先

整備計画の変更案の縦覧窓口

(2) 記載すべき事項

ア 提出者氏名及び住所

イ 対象となる計画の名称

ウ 意見

(3) その他

法第13条第4項において準用する法第12条第1項の規定に基づき、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理結果は、個人が特定されないようにしたうえで公告し、及び縦覧に供する。